

スポーツの国際大会等出場者激励金支給の運用

(目的)

第1条 「スポーツの国際大会等出場者激励金支給基準」(以下「支給基準」という。)に基づき、激励金支給のための申請方法その他必要な事項について、その事務手続きの運用方針を定めることを目的とする。

(申請方法等)

第2条 激励金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、スポーツの国際大会等出場者激励金支給申請書(別記様式1)(以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、原則、大会前までに市長へ提出するものとする。なお、市長は、次の(1)から(4)に規定する書類のほか、必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(1) 大会の開催要項(大会名、開催日、主催、参加資格等が明記してあるもの。)

(2) 大会参加申込書の写し(名簿)

(3) 予選や選考会等を経て大会に出場する権利を得たことがわかる書類(予選大会の開催要項及び結果、派遣通知等。)ただし、(1)により予選や選考会等を経て出場する権利を得たことが確認できる場合は添付を省略できる。

(4) 口座振替申込書兼委任状(別記様式3)

2 前項の申請者は、原則として所属する団体の代表者又は学校長とする。ただし、市長が適当と認める場合は、この限りではない。

3 市長は、申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、激励金の支給の可否を決定し、スポーツの国際大会等出場者激励金支給(不支給)決定通知書(別記様式2)を申請者に通知する。

(実績報告)

第3条 激励金の支給を受けた者は、大会終了後、速やかにスポーツの国際大会等出場結果報告書(別記様式4)に、大会プログラムの写し(表紙と出場者の掲載ページ)を添えて、市長あてに提出する。

(留意事項)

第4条 支給基準第2条に定める大会であっても、新潟市から運営費などの補助を受けて実施される大会は原則として対象としない。

2 激励金は、原則として大会前に支給する。なお、出場決定から大会開催までの期間が短い等の理由で申請書の提出が大会直前になる場合、市長は大会後に支給することができる。

3 激励金の支給は、口座振替とする。

4 激励金の支給を受けた者は、対象者の出場等に変更があった場合は、速やかに市長に報告すること。

5 市長は、激励金の支給を受けた者が不正な手段により激励金の支給を受けたと認める場合又は対象者が大会に出場しなかった場合は、既に支給している激励金の全部又は一部を返還させるものとする。

附 則

この運用は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成30年6月4日から施行する。

附 則

この運用は、令和7年4月1日から施行する。